

令和 6 年 滑川町農業委員会 第 3 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 6 年 3 月 18 日(月)			
開 会		令和 6 年 3 月 25 日(月) 午前 9 時 25 分			
閉 会		令和 6 年 3 月 25 日(月) 午前 9 時 55 分			
議 長		北堀 高 茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、 0 名欠席)					
1	神 田 徳 子	出 席	8	西 澤 泉	出 席
2	吉 田 昇	出 席	9	赤 沼 裕	出 席
3	齋 藤 哲 男	出 席	1 0	金 子 修 治	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	杉 田 京 子	出 席
5	高 柳 幸 夫	出 席	1 2	宮 島 正 重	出 席
6	田 幡 只 夫	出 席	1 3	金 井 茂	出 席
7	贅 田 基 司	出 席	1 4	井 上 富 子	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、 0 名欠席)					
下福田	小 林 幸 夫	出 席	伊 古	能 見 義 夫	出 席
上福田	堀 口 幸 男	出 席	中尾・水房	石 川 光 男	出 席
山 田	贅 田 昭 雄	出 席	羽尾 1	大 塚 幹 雄	出 席
土 塩	杉 田 美 信	出 席	羽尾 2	須 澤 郁 夫	出 席
和泉・菅田	紫 藤 清 司	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		10 番	金 子 修 治	11 番	杉 田 京 子

第 3 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 10 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 11 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 4	議案第 12 号	令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和 6 年第 3 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和 6 年第 3 回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。今回の総会をもって、委員さんにおいては 4 月 11 日が任期ということで、3 年間大変お世話になりました。ご協力とご指導いただきましたことに厚く感謝申し上げます。

また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第 4 条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和 6 年滑川町農業委員会第 3 回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 10 番金子委員、議席番号 11 番杉田委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 10 号「農地法第 3 条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第 10 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 2 件、合計 1,112 m²になります。それでは申請番号 1 を説明、朗読させていただきますので、議案書の 1 頁、図面は議案第 10 号資料 1 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 1 申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振農用地、987 m²になります。譲渡人は〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇町×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、譲受人は居住している〇〇〇市内において、〇〇〇市農業委員会に照会を行い、3 月 11 日付けで、所有・耕作している農地はなしと回答がありました。申請理由ですが、自家消費畑として利用したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今回譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

12 番 3班班長 12 番宮島です。現地調査の結果につきまして報告をいたします。3月23日土曜日8時30分から農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名で申請地の現地確認を行いました。詳細につきまして私が担当委員でありますので、引き続き説明いたします。申請地は〇〇〇を出て元の〇〇〇の交差点を左折して〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、一つ目の信号を通り過ぎ×××mぐらい行った左手になります。理由書が添付されておりますので読んでみたいと思います。現地の近隣畑の耕作を手伝っているうちに本格的に果樹を中心に耕作したく、本申請をする次第です。自宅からは30分以内で、農具はトラクター1台、耕運機2台、その他が所有しております。所有者の□□□氏より自分で耕作ができないと相談があり、私が買い取る話をしました。という□□□さんの方から理由書が出されております。□□□氏が所有する土地を、□□□が買い受け、いちじくの栽培を予定しています。面積については先ほど事務局からありましたように987㎡ということです。申請書には理由書、公図、委任状などが添付されております。現地は無許可で埋め立てられた農地で、現在は原状復旧の指導を受けている農地であり、現在埋め立てられた土を搬出中でございます。境界杭については、数本埋設されていましたが境界がはっきり分かつとは言えませんでした。農機具は300m位離れたところに申請書に記載されている、トラクター1台、耕運機1台、ミニ耕運機がありました。以上のような現地状況から本申請地は、是正途中であるため保留扱いが妥当と考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。先ほど宮島委員が申されたように、現地は誰かわかりませんが、不法に埋め立てられたところを今現在受人の□□□さんが埋め立てたものを出して原状復旧をしている途中だというふうに伺いました。地主の□□□さんは〇〇〇の方に住んでおられて、どう考えてもこの農地を管理していくというのは不可能な話なので、耕作放棄地をある

べき姿に直して使っていくということであれば、この話自体はこれでいいとは思いますが、やはりさっきも申された通り、原状復帰がきちんとされた時点でもう一度、現地調査をしたり、協議したりして、話を進めた方がいいと思います。私もこの件について一旦は保留ということをお願いしたいと思います。

議 長 はい。ありがとうございました。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですが、説明のとおり是正が確認できないということで、保留、継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 10 号番号 1 については、継続審議といたします。以上で、番号 1 を終わります。

議 長 続きまして議案第 10 号番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは申請番号 2 を説明、朗読させていただきますので、同じく議案書の 1 頁、図面は議案第 10 号資料 2 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 2 申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、125 m²、になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、所有・耕作している農地はございません。申請理由ですが、自家消費用畑として利用する為、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今回

譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

12 番 3班、班長 12番宮島です。3月23日に先程の案件の後に現地調査をいたしました。詳細につきましてはですね、担当員の西澤委員さんをお願いしたいと思います。

8 番 3班8番西澤です。担当委員として説明いたします。場所ですが、〇〇〇から〇〇〇方面に向かい、信号を一つ超え、×××mほど進んだところを左折し、×××mほど進んだ右側になります。理由書がありますので、読ませていただきたいと思います。私は現在申請地の隣に自己用住宅を建設しました。以前から家庭菜園で野菜を育ててみたいと考えていましたところ、土地所有者の□□氏も、申請地のような狭小農地は管理に手間がかかるため、耕作してくれるのであればありがたいとのことでしたので申請地を譲っていただけることになりました。自宅の隣であれば様子見などしやすいのですし、十分な広さがありますので、最初の挑戦として、試行錯誤していきたいと考えておりますとのこと。□□さんは現在、耕作面積はありません。今回、農地取得後の作付け計画ですが、春はピーマンとミニトマト、秋に小松菜と水菜を作付けする予定になっております。農機具ですが、管理機を購入予定になっております。場所も自宅の隣ですので管理もしやすいかと思います。調査の結果この申請内容は適当であると思われます。以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の能見です。申請地は昨年9月に5条申請で所有権を取得した□□様宅の東側となります。隣の畑を取得し、自家用消費畑として使用するためなので、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおり、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい、全員賛成ですので、議案第 10 号番号 2 については、申請のとおり許可と決定致しました。

日程第 2 議案第 10 号は以上になります。

議長 日程第 3、議案第 11 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 11 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の 2 頁、議案第 11 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件、462 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、462 m²になります。位置については議案第 11 号資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようなので議案第 11 号の質疑を終了致します。日程第 5 は以上になります。

議長 日程第 4、議案第 12 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 12 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」をご説明いたします。議案書は 3 頁、議案第 12 号資料をお手元にご用意ください。以前より農業委員会の活動は、その審議内容の透明性を高めるため議事録を作成し、公表することが法律上定められております。また、平成 28 年 4 月 1 日の改正より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況についてもホームページ等で公表することが法定化されました。また、令和 4 年 2 月 2 日付けの局長通知（3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）により「農業委員会による最適化活動の推進等について」を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。目標の設定は 3 月末までに実施することとされているため、来年度の最適化活動の目標設定を農業委員会の総会ではかり、活動を実施していくことになります。本総会で内容の承認をいただければ、事務局で町ホームページ等での公表に向けた事務作業を行っていく予定です。それでは、内容の説明をさせていただきます。目標値の設定につきましては、農地利用最適化活動のガイドラインとなる「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づいて、数値を算出しております。まず「農業委員会の状況」についてですが、農業委員会の現在の体制については、現在の委員について記載をしております。農家・農地の概要については、農林業センサス（2020 年版）ならびに耕地及び作付面積統計に基づいて入力しております。農業委員数の内訳につきましては、令和 6 年 4 月 1 日時点の人数を入れております。次の頁をご覧ください。「農地の集積」の目標についてですが、都道府県が基本方針において設定した目標を利用し、設定することとなります。埼玉県農業経営基盤強化促進法上の計画では 10 年計画で 50%を目標としているため、滑川町の農地面積に当てはめて計算すると、6 年度の新規集積面積は 13.32ha となります。滑川町の場合、基本的に土地改良区での集積が進んでいるため、新規での大きな集積はなかなか見込めない状況です。農業委員及び農地利

用最適化推進委員の皆様には、地域での情報収集と相談で対応をしていただき、担い手への更新や集約によるマッチング作業が主になってくると思われます。次に下の「遊休農地の解消」について、まず、②目標の a 緑区分の遊休農地の解消は、令和 3 年度時点の遊休農地面積で、草刈り程度のもので解消できる緑区分として判定された遊休農地 57ha から、狭小地や傾斜地で農地として利用することが困難な農地 32ha を差し引いた面積を、5 年間で解消していくための目標を設定いたします。それに応じて算出したものが、解消目標面積 4.92ha となります。b 黄区分の遊休面積の解消につきましては、令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は 68.80ha となり、解消のための工程表の策定方針として、町の部局ならびに関係団体と協議を行うとしております。イ新規発生遊休農地の解消目標面積は、令和 5 年度に発生した緑区分の遊休農地面積 4.15ha をそのまま計上しております。次の頁の「新規参入促進」についてですが、目標の新規参入者に貸付可能な農地の公表面積は、直近 3 年間の権利移動面積の平均 23.44ha の 1 割以上を目標に設定することとなり、算出した面積が 2.35ha となります。新規就農者の確保はなかなか難しいと思いますが、今後そのような相談、情報がございましたら、事務局にお話しをいただければと思います。次に推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1 人あたり 1 月で 8 日としております。農地パトロール等でなるべく週 2 回の活動をお願いいたします。次の活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査に合わせて 5 月、6 月、7 月に強化月間を設定しております。最後に新規参入相談会への参加目標として、11 月の農業祭に農地相談ブースを設け、新規参入者確保のための活動を行うということで設定しております。以上が令和 6 年度最適化活動の目標の設定等になります。この内容でご承認いただけるのであれば、こちらの内容でホームページ等での公表をさせていただき、県等にも報告させていただきます。なお、その際、書き方等の調整が発生した場合については、事務局で微調整を行うことについてご了解いただければと思

います。説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について説明内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 12 号については、承認とさせていただきます。日程第 4 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 6 年第 3 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、神田職務代理より、一言ご挨拶をお願いします。

職務代理 今日のご出席をいただきまして慎重審議をありがとうございました。令和 6 年第 3 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年4月10日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 金 子 修 治

署名委員 杉 田 京 子